

JOYO BANK NEWS LETTER

2020年3月30日

個人向け代理人取引の拡充について ー金融ジェロントロジーの活用ー

常陽銀行（頭取 笹島 律夫）は、このたび、「金融ジェロントロジー*」の知見を活かした取り組みの一環として、代理人取引の範囲を拡充しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、これまで代理人用キャッシュカードによる普通預金の入出金取引に限定していた代理人取引の範囲を、定期預金の入出金や住所変更のお届けなどにも拡充するものです。

預金者さまご自身が高齢、障がい、家族の事情などにより来店困難となり、日常取引を家族や親族に任せたい場合や、ご自身の入院時に備え、家族や親族が取り引きできるよう準備しておきたい場合などに、あらかじめご指名されたご家族を代理人としてお取り引きいただくことができます。

当行は、高齢社会の到来を見据えた、お客さまの金融取引の課題解決や多様なニーズに対応すべく、「金融ジェロントロジー」の知見を活用した取り組みを今後とも積極的に進めてまいります。

* 金融ジェロントロジーとは、長寿に伴う認知機能の変化が経済行動、特に金融資産の管理等に与える影響を研究する学問をいいます。

記

取扱開始日	2020年3月30日（月）
取扱店	代理人届の受付および代理人さまとのお取り引き窓口は、（別紙3）をご参照ください。
対象取引先	個人
代理人の範囲	原則、三親等以内の親族1名（同居か別居かは問わない）
代理人の取引範囲	(1) 普通預金・貯蓄預金の入出金取引 (2) 定期預金・積立預金の入出金取引 (3) ご本人さまの住所・電話番号変更等の諸届 (4) 代理人ご自身の住所・電話番号・改印等の諸届

※ご本人さまおよび代理人さまの意思確認が困難な場合等、お取り扱いできない場合がございます。

以上



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

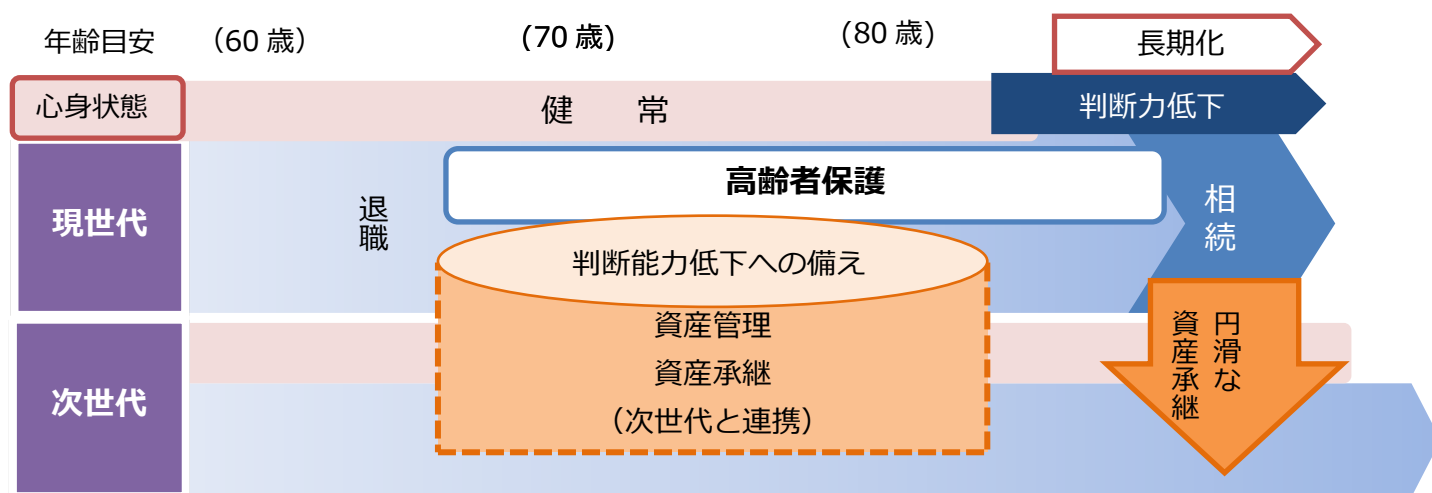
常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp

高齢社会に向けた取組みの全体像 (金融ジェロントロジーの活用)

当行は、地域の皆さまが安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けて、長寿化に伴う高齢期間の長期化に備えるための金融商品・サービスの提供や外部機関と連携したさまざまなサービスに取り組んでまいります。



高齢社会に対応した取組み

資産管理

- ご家族等代理人による取引のサポート
 - ・代理人カード・通帳アプリの活用
 - ・**代理人取引の拡充（本件）**
- 信託を活用したサービスの提供
 - ・後見制度支援信託
 - ・家族信託
- 任意後見人、身元保証人等紹介サービスの提供（2020年2月開始済）
- 不動産の活用
 - ・リバースモーゲージローンの取り扱い

資産承継

- 信託を活用したサービスの提供
 - ・遺言信託
 - ・遺言代用信託
- 財産承継プランニングサービス
- 保険を活用した贈与機能の提供

体制整備

<外部機関との連携>

- 各市町村・地域包括支援センターとの連携
 - ・高齢者等見守りの実施
 - ・地域住民への啓発活動
 - ・日常生活自立支援事業の紹介
- 常陽プレミアムステージ（注）会員向けサービスの提供
 - ・認知症サポート「SOMPO 笑顔倶楽部」
 - ・見守りサービス（2020年2月開始済）

（注）所定のお取引がある個人のお客さまが対象となります。

<行内体制整備>

- 高齢者専門担当者の配置（2020年4月）
- 研修・教育体制の拡充
 - ・認知症サポーターの資格取得
 - ・サービス介助士の配置
- 高齢者対応にかかる研修等の拡充（2020年4月）
- 二セ電話詐欺被害防止への対応

(別紙2)

個人向け代理人届は、ご本人さまの来店が困難な場合でも、あらかじめご指名されたご家族を代理人として、日常的な預金のお取り引き等を行っていただけるお手続きです。

【お手続きの流れ】

1. 代理人届のお手続き

口座名義のご本人さまと代理人さま、一緒にご来店ください。

ご来店の際、代理人さまがお手続いただける「対象口座」をご指定いただきます。なお、預金口座の解約・ご融資・ローン契約・外貨預金等、「取引範囲」としてご指定いただけないお取り引きがございます。

【お持ちいただくもの】

	ご本人さま	代理人さま
通帳*1	○ 対象口座すべて	—
印鑑	○ 対象口座のお届出印	○ ご本人さまのお届出印と別の印鑑をご登録ください
本人確認書類*2	○	○

*1 デジタルの通帳利用先の場合は不要です。

*2 運転免許証・パスポート等、顔写真付の確認書類をお持ちください。
これらの本人確認書類をお持ちでない場合は、窓口までご相談ください。

※代理人は、ご親族（1名さまに限る）とさせていただきます。

※ご本人さまおよび代理人さまの意思確認が困難な場合等、お取り扱いできない場合がございます。



2. ご提出後の取り引き

ご指定された「対象口座」においては、代理人届のご提出後、「対象口座の通帳」と「代理人さまのお届印」等で、代理人さまによるお取り引きも可能となります。

<取扱店>

都道府県	地域	
茨城県	県央地域	【水戸市】 本店営業部、下市支店、県庁支店、千波支店、赤塚支店 【笠間市】 笠間支店、友部支店 【茨城町】 長岡支店 【大洗町】 大洗支店 【小美玉市】 小川支店、美野里支店
	県北地域	【日立市】 日立支店、多賀支店、久慈浜支店 【ひたちなか市】 ひたちなか支店、湊支店 【北茨城市】 磯原支店 【高萩市】 高萩支店 【那珂市】 菅谷支店 【大子町】 大子支店 【東海村】 東海支店 【常陸太田市】 太田支店 【常陸大宮市】 大宮支店
	県南地域	【土浦市】 土浦支店 【つくば市】 研究学園都市支店、谷田部支店、大穂支店 【石岡市】 石岡支店 【牛久市】 牛久支店 【かすみがうら市】 神立支店 【龍ヶ崎市】 竜崎支店 【守谷市】 守谷支店 【取手市】 取手支店 【阿見町】 阿見支店 【美浦村】 美浦支店 【稲敷市】 江戸崎支店
	県西地域	【古河市】 古河支店、古河東支店、三和支店 【桜川市】 真壁支店、岩瀬支店 【筑西市】 下館支店 【下妻市】 下妻支店 【結城市】 結城支店 【八千代町】 八千代支店 【常総市】 水海道支店、石下支店 【坂東市】 岩井支店 【境町】 境支店
	鹿行地域	【鉾田市】 鉾田支店 【行方市】 麻生支店 【鹿嶋市】 鹿島支店 【神栖市】 神栖支店、波崎支店、知手支店 【潮来市】 潮来支店
福島県		福島支店、郡山支店、平支店、植田支店、小名浜支店 会津支店、須賀川支店、白河支店、原町支店
栃木県		宇都宮支店、小山支店、真岡支店、栃木支店
埼玉県		越谷支店、三郷支店
東京都		上野支店
千葉県		柏支店、銚子支店、松戸支店

※今後取扱店が変更となる場合がございます。

(2020年3月30日現在)